

平成 30 年度 第 2 回 富士見市入札監視委員会 議事概要

開催日時及び場所	平成 31 年 2 月 18 日 (月) 14 時 00 分 市長公室
出席委員の 氏名及び職業	委員長 尾崎 晴男 (東洋大学 総合情報学部 教授) 委員 平岡 直也 (あおい総合法律事務所 弁護士) 委員 吉田 智也 (中央大学 商学部 准教授)
事務局等職員の 氏名及び職名	総合政策部長 水口知詩 契約検査課長 谷合正史 主査 長崎誉満 道路治水課 主任技師 小笠原 一寛 管財課 主査 奥野 浩正 主査 大船 晃朋 主任技師 渡部 登紀子 主任技師 近藤 知美 鶴瀬公民館 副館長 大日方 清美 下水道課 専門員 星野 宏 総務課 主任 加藤 達也
会議次第	<p>I 第 2 回入札監視委員会</p> <p>1 開会</p> <p>2 委員長あいさつ</p> <p>3 議 事</p> <p>(1) 報告事項</p> <p>① 建設工事等に関する入札及び契約状況について</p> <p>② 入札参加停止情報について</p> <p>(2) 審議案件</p> <p>① 建設工事案件に係る審議(一般競争入札)3 件</p> <p>② 建設工事案件に係る審議(随意契約)1 件</p> <p>③ 建設関連業務案件に係る審議(指名競争入札)1 件</p> <p>④ 建設関連業務案件に係る審議(随意契約)1 件</p> <p>(3) 委員による協議</p> <p>(4) 審議結果講評</p> <p>(5) その他</p> <p>3 閉会</p>

議事の経過

主な意見・質問等	内容・説明等
<p>(1) 報告事項 (事務局から説明)</p> <p>① 建設工事等に関する入札及び契約状況について</p> <p>② 入札参加停止情報について</p>	<p>事務局 : 資料 1~6 に基づき説明を行った。</p> <p>事務局 : 資料 7 に基づき説明を行った。</p>
<p>(2) 審議案件 (事務局・担当課から説明)</p> <p>平成 30 年度上期執行入札及び随意契約より 6 件抽</p>	

出。

案件抽出委員：選定理由は、競争入札と随意契約の件数をまんべんなくということ意識して選び、それぞれについては、契約金額の大きい工事又は落札率が高いものと低いものを抽出した。

1 建設工事案件に係る審議(一般競争入札)3件

木染橋耐震補強等工事(第2期)

委員：今回工事第2期とあるが、第1期工事について説明願いたい。

委員：第3期工事や第4期工事も有るのか。

委員：第1期を施工した業者は。

委員：第2期の入札金額をみると結構高めの金額で入札をされている。第1期を施工した業者が施工内容的に有利になるのか。

委員：見積金額が変わる程では、無いと考えて良いのか。

委員長：橋梁の耐震補強工事は結構あると思うが、その積算は標準的なものがあるのか。

委員長：それを丁寧に積算すれば、だいたい同じ額の見積金額になると考えて良いのか。

委員：平成29年度の第1期工事より今回の第2期工事落札率が大きく上昇している。その要因として考えられることはあるか。

委員長：この件については妥当ということで審議を終了する。

2 【再入札】市立水谷東3丁目地域コミュニティ拠点建設工事

委員：辞退をしている業者があるが、どの時点で業者は辞退をしてくるのか。

委員：再入札との事だが、最初の入札はどの段階で中止となったのか。

担当課：資料「様式第6号その1」に基づき案件の説明を行った。

担当課：今回の第2期工事については、橋の上部について工事を行っている。第1期工事については、橋の下部、柱が2本あるうちの1本について耐震補強工事を行った。

担当課：来年度第3期工事を予定している。残る一本の柱の耐震補強工事を行う予定。それをもって木染橋の耐震補強工事は完了となる。

担当課：島田建設株式会社本店である。

担当課：現場の状況を熟知しているので、全く現場を知らない業者が入札するよりは、多少は有利になると思われる。

担当課：そのとおり。

担当課：そのとおり。

担当課：歩掛に載っているものや、土木設計基準書に載っているものであれば、ほぼ同じ金額になる。後は共通仮設費などの業者の見方で変わってくる。

部長：第1期工事で事故があり、安全対策でより強固にしたことが要因の1つではないかと想定できます。

事務局：資料「様式第6号その1」に基づき案件の説明を行った。

事務局：入札の段階で辞退となっている。

事務局：初回入札の時には告示の中に特定建設業許可を受けているものであることを入札の参加条件としたが、初回入札に参加した業者が4者あり、そのうち2者が辞退、入札を行った2者のうち最低価

委員：入札参加資格を満たしていなくても入札できるのか。

委員：今回の入札で特定建設業の要件は外したのか。

委員：下請に6千万円以上出さなくても特定建設業の許可を受けていなければならないのか。

委員：今回の入札で参加者の少ない原因は何と考えるのか。

委員長：前年度設計と思われるが、材料単価は何時時点か。

委員長：4月以降に単価の入替を行い、しかしながら業者との間に考えの隔たりがあったのか。

委員長：結果的に再入札になっているが、同じ設計内容で再入札を行ったのか。

委員：設計金額が8千万円を超えているから、下請金額が6千万円を超えるであろうという考えか。

委員：特定建設業の参加資格をどう決めているのか。

委員：特定建設業の許可とは、公共事業だけではなく、一般の工事も適用されるのか。

委員：特定建設業の許可を受けた業者は、富士見市とふじみ野市、三芳町で何者あるのか。

委員：特定建設業の許可を有する業者に限定したことによって、入札が活発でない印象が有る。入札を取り扱っている担当課としてどうなのか。

委員長：入札に参加する業者がそれなりに有る状態でないと、競争性が担保出来なくなる。今後発注の段階で十分留意するように。この件については妥当ということで審議を終了する。

3 市立鶴瀬公民館舞台機構設備改修工事

委員：この舞台吊り物設備の更新は何年に一度行う

格の提示した業者は、特定建設業許可を取得していないため無効となり、もう1者は予定価格を超過して入札を行っておりその結果不調となった。

事務局：入札参加資格の有無については入札参加申請の段階で判断はしない。開札後に契約検査課で判断を行う。

事務局：特定建設業の要件は外していない。ふじみ野市と三芳町に地域を広げている。

事務局：そのとおり。

担当課：設計金額が厳しかったのかと思う。基礎がかなり大きく山留などかなり深く掘っている。また、鉄骨の価格も変動したと想定できる。

担当課：今回の工事は新年度に入って単価の入替を行っている。

担当課：工事場所が住宅の密集地であり、安全対策に気をを使う場所である。そういったところも影響していると思われる。

担当課：設計内容は変更を行っている。

担当課：積算上直接工事費が6千万円を超えているため、下請金額が6千万円を超えると判断をした。

事務局：担当課の意見を聞きながら、契約検査課で案を決定しております。

担当課：そのとおり。

事務局：富士見市内で本店だけで3者、支店を含めると9者となる。ふじみ野市と三芳町についてはふじみ野市が9者、三芳町が2者となる。

事務局：当市においては、今まで特定建設業の許可を入札参加資格に設けていなかった。また今まで支障はなかったが、他の自治体を参考に今年度から特定建設業の許可を発注課と相談をしながら入札している。

担当課：資料「様式第6号その1」に基づき案件の説明を行った。

担当課：更新は行っていない、今回が初めてである。

のか。

委員：今回が初めてと言うことだが、何年経過しているのか。

委員長：約40年で、照明と音響設備については一度更新を行って、吊り物設備の更新が初めての理由は、

委員：吊り物設備とは、どんな設備になるのか。

委員：今回の工事で吊物設備を含めて工事をこの時期に行うのか。

委員：公民館の舞台はどれくらいの大きさなのか。

委員長：舞台装置などのある施設の設計はどのように行うのか。

委員長：今回の工事を請負える業者は何者あるのか。

委員長：入札参加登録は何時までなのか。

委員：舞台設備工事の業者は件数が有るのか。他の自治体に請負った業者の情報を徴取しなかったのか。

委員：設計を委託している段階で、工事事業者の登録を増やす努力をするべきではないか。

委員：設計金額が高い理由はどうしてなのか。

委員長：この件については妥当ということで審議を終了する。

②建設工事案件に係る審議(随意契約)1件

1 別所雨水ポンプ場監視装置更新工事

委員：関連工事の富士見市別所雨水ポンプ場電気設

担当課：昭和54年に竣工して吊り物設備は、初めての更新である。その他の照明設備と音響設備については一度更新を行っている。

担当課：電気設備については耐用年数が20年に満たない年数であるが、一度の更新で済ませている。

担当課：舞台上の照明を吊るす設備、緞帳を吊るす設備、滑車やワイヤなど一式である。

担当課：施設で定期点検を行っている。耐用年数も数年過ぎており、施設の更新を行う時期との報告を受けた結果今回の更新となった。

担当課：観客席266席である。

担当課：建築設備設計事務所に設計委託を行い、その中で特殊な設備については、専門業者に設計事務所が再度委託を行っている。

事務局：今回初めての業務であるため、他の市町の舞台機構設備改修工事を参考に入札参加条件を考慮した。富士見市で機械器具設置工事の中の舞台設備工事で登録があり、尚且つ設計額により経営事項審査の点数1000点以上とした場合、結果入札参加資格のある業者は2者となった。

事務局：入札参加登録は2年に一度行っている。途中途中で追加の登録も受け付けている。

事務局：他の市町で請負った業者も今回入札を行った森平と三精である。他に入札に参加した業者は富士見市での入札参加資格の登録がない業者である。

部長：舞台設備工事会社は多くない。座席数などの違いでも違ってくる。

事務局：今後、可能かどうか確認をしていきたい。市より入札参加登録を促すことをお願いすることが良いのかどうか。

担当課：今回の工事については専門性が非常に高い工事で、設計会社に確認したところ吊り物設備、重いものを舞台の出演者の上で動かすため、一般の規格の10倍の安全率を見ると話していた。安全第一に設計をしているためどうしても工事価格が高くなる。

事務局：資料「様式第6号その3」に基づき案件の説明を行った。

担当課：下水道事業団が行っている工事は、電気工

備工事その4と内容は何が違うのか。

委員：今回の工事は新規で行う工事なのか。

委員長：下水道事業団が富士見市の接続まで工事する理由が知りたい。

委員：事業団で株式会社エス・アイ・シーさいたま支店を選んだ時に富士見市も係わっていないのか。

委員：設計は見積もりを徴取して行ったのか。見積りは株式会社エス・アイ・シーさいたま支店以外にも徴取したのか。

委員：3者から見積もりを徴してどれを採用したのか。

委員長：設計金額は公表しているのか。

委員：随意契約の理由が工事費の縮減となっているが、複数の業者から見積りを徴取するときは工事費の縮減が図れることを前提に見積りを徴するのか。

委員長：この件については妥当ということで審議を終了する。

③建設関連業務案件に係る審議(指名競争入札)1件

1 本庁舎保全管理計画策定業務委託

委員長：指名をした5者の選定理由を説明して欲しい。

委員長：指名業者を5者にした理由は。

委員：入札結果を見ると1者辞退、2者は設計金額で入札なので2者の争いとなっているが。

委員：この業務はどの位の日数を見ているのか。

委員長：技術者は何人要求しているのか。

委員長：この件については妥当ということで審議を終了する。

事の発電機、ポンプについておりますゲート関係の電気信号を中継監視盤まで信号を送っております。そこまでが下水道事業団の管轄となる。その先の警報音が発生した時に、市へ通報が来るようにするための装置を設置するのが今回の工事となる。

担当課：そのとおり。

担当課：事業団が行うのが電気工事だけでなく、他の水処理施設の更新やそれに伴う電気設備工事を行うので、その中で電気信号を一緒に取り出しています。今回の市で行った工事事業団で行ってほしいと交渉をしたが、特定の機械を事業団で行うわけにはいかないとの回答があり市で行うこととなった。

担当課：係わっていない。

担当課：同じ様な業者から聴取した。特殊な工事なので設計は3者からの見積もりを基に行っている。

担当課：平均値を採用している。

担当課：設計金額は公表していない。

担当課：3者から見積りを徴したのは、市で設計をするための材料として徴取したものである。

事務局：資料「様式第6号その2」に基づき案件の説明を行った。

事務局：今回のこの業務は庁舎保全計画の実績のある業者を選定した。

事務局：富士見市の指名業者の選定基準による。

事務局：その時の指名した業者が他に仕事を受けているとか、人員配置の問題だとか、富士見市の仕事を受注するしないは業者の判断となる。

担当課：業務全体で約半年の期間を見ている。現場調査を行いその後計画を策定する。

担当課：仕様書で示している。1級建築士、構造設計1級建築士がそれぞれ1名以上必要となる。

<p>④建設関連業務案件に係る審議(随意契約)1件</p> <p>1 市立本郷中学校大規模改造工事(第2期工事) 監理業務委託</p> <p>委員：なぜ7回も見積もりを提出する事態となったのか。</p> <p>委員長：仕様書の中に技術者が何人必要か記載するのか。</p> <p>委員：設計業務と監理業務で監理業務を拒絶されることも有るのか。</p> <p>委員：設計業務と監理業務を併せて委託することはできないのか。</p> <p>委員長：この件については妥当ということで審議を終了する。</p> <p>(3)委員による協議</p> <p>(4)審議結果講評 審議案件について (意見具申については、委員会意見の項目に記載)</p> <p>委員各位：承認</p> <p>(5)その他</p>	<p>事務局：資料「様式第6号その3」に基づき案件の説明を行った。</p> <p>担当課：設計金額を公表していないため。尚且つ、1者随契なのでこの設計事務所が高い金額で請負いたいと考えていたため。市としては仕様書の中で月何時間という条件を提示していた。それを基に計算をするのが本来の姿である。</p> <p>担当課：仕様書には月64時間監理をする条件を出している。それに経費をかける。</p> <p>担当課：今まで事例は無い。しかしながら、そういう事は今後無いとは言えない。</p> <p>担当課：今回に関しては、設計業務が平成27年度で1年間内容を精査を行い、平成29年度に第1期工事、平成30年度に第2期工事を行っている。市の予算は基本単年度ごととなっているため年度を跨ぐ契約はできない。</p>
---	---

<p>委員会意見</p>	<p>◆競争原理が働く様に工夫をする事。</p> <p>◆特定建設業者の規定を設けたことによる影響について今後の動向を注視する事。</p>
--------------	---